

平成28年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成28年6月14日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
若者定住化対策室長	山宮 忠仁君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教 育 課 長	守屋 吉彦君
病院事務長	河村 光春君		

平成28年第2回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成28年6月14日(火)

午前10時00分開会・開議

会期 平成28年6月14日～6月17日(4日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	---	議長定例町議会開会・開議宣告	---
2	---	会議録署名議員の指名 10番 村木 征一 議員 11番 師岡 伸公 議員	
3	---	会期の決定について	決定
4	---	議会関係諸報告	---
5	---	町長あいさつ及び所信表明	---
6	議案第50号	奥多摩町若者定住応援住宅活用条例	原案可決
7	議案第51号	奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第52号	奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第53号	奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第54号	訴えの提起について	原案可決
11	議案第55号	小丹波地内若者住宅建設工事請負契約について	原案可決
12	議案第56号	名坂線林道開設工事請負契約について	原案可決
13	議案第57号	副町長の選任の同意を求めることについて	原案同意
14	議案第58号	奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて	原案同意
15	---	陳情書の受付について	陳情第2号 経済厚生常任委員会付託

(午後0時22分 散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（須崎 眞君） これより平成 28 年第 2 回奥多摩町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

10 番 村木 征一議員

11 番 師岡 伸公議員

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては、去る 6 月 7 日に議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。

宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成 28 年第 2 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 6 月 7 日、議会運営委員会を開催しましたのでその協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日から 6 月 17 日までの 4 日間とすることに決定しました。

次に会期中の諸日程であります、配付してあります、会議予定表をごらんください。

まず、上程された議案は全 10 件であります。本日及び明日 6 月 15 日の 2 日間で審議を行います。

次に、本定例議会に対しての請願書及び陳情書の受付は 1 件と報告されましたので、本日 6 月 14 日本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し審査を願います。

なお明日 15 日補正予算の審議が終了後、審査が行われた陳情についての採決を行います。

次に一般質問であります、本会議の 3 日目の 6 月 17 日に行います。通告者は 11 名で通告順に行いますが、簡潔な質問・応答をされるようにご協力願います。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別採決別一覧表をごらんください。

議案第 50 号の新設条例は、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 51 号から議案第 53 号までの一部改正条例及び、次の議案第 54 号訴えの提起については、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 55 号及び議案第 56 号の請負契約については、それぞれ単独上程とし、採決については、いずれも即決と決定しております。

なお議案第 55 号及び議案第 56 号の請負契約については、いずれも契約案件ですので、

概要説明に続き、担当課長から追加説明を受けることと決定しております。

次に、議案第 57 号及び議案第 58 号の人事案件については、それぞれ単独上程の即決とし、採決についてはいずれも無記名投票と決定しております。

本日の審議は、議案第 58 号をもって終了し、補正予算審議については、本会議 2 日目の明日 6 月 15 日に再開し、審議することに決定しております。

本会議 2 日目、議案第 59 号 平成 28 年度一般会計補正予算（第 2 号）については単独上程とし、採決は即決と決定しております。

以上が、本定例会の会期と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 4 日間とし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 4 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いします。

また、本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に西秋川衛生組合議会が開かれておりますので、その概要を西秋川衛生組合議会議員、原島幸次議員よりご報告願います。

〔7 番 原島 幸次君 登壇〕

○9 番（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。平成 28 年西秋川衛生組合議会全員協議会及び組合議会第 1 回臨時会の報告をさせていただきます。

初めに、全員協議会ですが、去る 3 月 30 日午後 3 時から開催され、町からは宮野議員、澤本議員、私原島と宮田前住民課長が出席いたしました。議長から、協議会招集の御礼と奥多摩町長が公務で欠席の報告の後、全員協議会が開催されました。

管理者の挨拶の後、事務局次長から、「（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事 総合評価入札審査会」の審査結果について説明があり、工事期間は、平成 28 年度から平成 30 年度の 3 カ年の継続事業で、新施設の竣工は平成 30 年 3 月 31 日とし、既施設解体工事竣工は平成 31 年 3 月 31 日とする。

入札結果は、1 社が辞退し、落札者はクボタ環境サービス株式会社。落札金額は消費税

を除いて16億7,500万円で、総合評価点数は100点満点の80点であり、今後の予定については、平成28年4月に仮契約を締結し、平成28年5月27日第1回臨時議会において契約議決を予定し、契約議決後入札書及び定量化審査結果の公表を行う予定との説明の後、質疑に入り、入札に参加した会社は何社あったのか、また、落札した会社はどのような会社であるかについて事務局長から答弁があり、入札に参加したのは2社であり、その内、会社の事情で1社が辞退し、この入札は非公開であったこと、落札した会社は、し尿、浄化槽汚泥の処理を専門に行っているとの説明がありました。

次に、消費税の扱いと80点評価は妥当なのかとの質問に事務局長から、消費税は現在8%であり、この金額に加算されて契約となり、途中で10%になっても8%で契約すれば最後までその単位でいく。

80点の内訳は、技術点を70点、金額を30点とし、技術点が50点、金額が30点で合計80点となり、評価が平均のCランクより上であるので問題はないとの答弁があり、次に、予定価格は幾らであったのかの質問に、事務局長から予定価格と入札価格は同額であるが、全国の入札率の73.7%を予定価格にしている。また、金額が同額でも問題ないとの審査員全員の判断であった。

また、審査会のメンバーについては、の質問に、学識経験者と北里大学の環境に長けている教授と構成市町村の職員が委員としているとの説明の後、質疑もなく、審査結果について終了いたしました。

次に、持込ゴミを受け入れるガイドを作成したので、各構成市町村の窓口への設置依頼と、今後、西秋川衛生組合修理・再生展示施設を開設し、子ども向け木工教室や大人向けガラスアート制作、古着の交換会や構成市町村の交流イベントなども計画し、環境の啓発と構成市町村を応援していきたいとの説明の後、質疑もなく閉会となりました。

次に、去る5月27日午前10時より開催されました第1回臨時会について報告をいたします。

町からは、町長、宮野議員、澤本議員、私原島と天野住民課長が出席しました。議長並びに管理者からの挨拶の後、臨時会が開催されました。

会議録の署名議員の指名、1日の会期の決定後、諸般の報告では、議長より管理者から付議された案件は、専決1件、議案3件との報告があり、管理者から4月より開始した「持込みごみ」の搬入状況、ごみ処理施設最終処分場及びし尿処理施設に設置する各協議会を6月に開催するとの近況報告がありました。

次に、専決処分した「西秋川衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の報告及び承認について、管理者から提案説明の後、質疑もなく採決した結果、原案のとおり承認されました。

次に、「西秋川衛生組合行政不服審査会条例」について、管理者から提案説明があり、事務局長から内容説明の後、質疑では、構成委員についての質問に対し、審査委員については、本条例では5人以内の委員で組織するとの答弁の後、採決した結果、原案のとおり

可決されました。

次に、「調査等に出頭した者並びに公聴会等に参加した者の実費弁償に関する条例及び西秋川衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例」について、管理者から提案説明の後、質疑もなく、採決した結果、原案のとおり可決されました。

次に、「(仮称)西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事の請負契約について」、管理者から「クボタ環境サービス株式会社」が、消費税を含み18億900万円で落札し、平成28年4月28日付で仮契約が整ったことから議会の議決を求めるものとの提案説明がありました。

質疑では、西秋川衛生組合の処理方法についての質問に対し、再処理資源化として汚泥をどのように再生したらよいか検討してきた結果、汚泥を助燃剤としてごみを処理施設で活用し、助燃剤にすることで国庫補助対象事業となるとの答弁がありました。また、特殊な仕事以外は地元業者を使用してほしい旨の要望に対し、入札の際には各参加者から技術提案書が提出されており、その中に地元貢献という項目もあることから地元企業を優先的に活用していきたいとの答弁がありました。

また助燃剤の具体的な使用と構成市町村への周知方法を教えてほしいとの質問に対し、汚泥を助燃剤として使用するには、含水比が70%以下でなくてはならないこと。また、周知方法等については、施設整備を通じてパンフレットが完成したときには、構成市町村を通じて周知してまいりたいとの答弁があり、質疑を終了し、挙手による採決が行われ、挙手全員により可決され、西秋川衛生組合議会臨時会を閉会しました。

以上で、西秋川衛生組合全員協議会及び第1回臨時会の報告を終わります。

以上です。

○議長(須崎 眞君) 以上で、西秋川衛生組合議会の報告は終わりました。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶及び所信表明があります。

河村文夫町長。

[町長 河村 文夫君 登壇]

○町長(河村 文夫君) おはようございます。平成28年第2回奥多摩町議会定例会を本日招集させていただきました。

任期満了により5月15日に執行されました町長選挙におきましては、住民皆様のご支援・ご支持をいただき無投票で当選の栄誉を受け、5月24日から4期目に就任をいたしております。

私が初めて当選いたしました平成16年の町長就任の施政方針では、「町民皆様方には、信頼のある行政の継続性を基本として、多くの住民皆様方が何を考え、何を求めているのか自分自身の肌で感じ、スピード感をもって町政運営を行うことを旨とし、「生涯健康で自立してともに生きる奥多摩町」を目指すこと。率先垂範、不偏不党の精神で粉骨砕身努力をする。」というふうに述べさせていただきました。

このことを念頭に、3期12年間、さまざまな事業や課題に取り組んでまいりました。

私自身、この課題を解消するためには、将来の町財政負担の軽減を図ることが最も必要であることから、特に、私はこれまでも機会があるごとに住民の皆さん、議員の皆様方に地方自治体を取り巻く行財政環境は厳しく、とりわけ小さな町の財政は脆弱であり、過疎化により少子高齢化が進んでいる町としては、町独自の施策の推進が必要不可欠であることから、そのための財源を確保するためには、町自身が行政改革を率先して行い、みずからの努力とともに、他市町村に比較して、社会資本整備の遅れなどの特殊事情を東京都に訴え、ご理解をいただき、東京都の財政支援を受けなければ、町行財政運営が成り立たないと繰り返し申し上げてまいりました。

特に、将来の町財政負担の軽減を図ることが最大の課題であると考え、町行政改革の断行により町職員を11%削減し、事務事業の改善により7億1,000万円を削減をいたしました。

また、長年懸案事項であった「水道事業の一元化」、「ごみ焼却施設の西秋川衛生組合の加入」について、関係機関や多くの方々のご理解とご協力をいただき解決することができました。これにより、都営水道の一元化によって老朽化した水道管を自前で直す費用が68億2,000万円必要なくなり、西秋川衛生組合への加入によって、老朽化したクリーンセンターの建て替え費用が必要なくなったことにより22億4,000万円、合計97億7,000万円の将来負担を軽減をいたしました。

私は、この町の将来を担う子どもの支援を行うことは、高齢化対策や地域の活性化につながるの思いから、重点的に喫緊の課題である過疎化による少子高齢化対策を推進してまいりました。

子ども・子育て支援推進事業では、町独自の子育て支援策として、保育料の全額助成、小・中学校の給食費の全額助成、中学生の制服等の全額助成、高校生までの医療費全額助成及び通学費の全額助成、不妊検査、不妊治療及び不育治療の一部助成など15項目に及ぶものであり、この15項目は国や都が実施していない子育て支援事業で、町の単独事業として実施してまいりました。この子育て支援事業は、単にお金のばらまきではなく、本当に支援を必要としている時期に義務を果たしている家庭に対し、必要な支援をその都度、子育て家庭に支援するもので、出産前から高校生まで、全ての子育て家庭が対象となる切れ目のない制度を構築し、日本一の子育て支援の町となったと自負しております。

また、若者の定住化対策では、定住応援総合相談窓口を設置し、相談者に丁寧に説明するほか、町営若者住宅の整備、分譲地の整備、空家バンク・若者用空家バンク事業、いなか暮らし支援住宅の推進や若者定住応援補助金事業の制度化を図りました。若者が町に定住するためには、さまざまな実情や状況があると思いますので、多面的な検討を行い、町営若者住宅については入居制限はありますが、若者家庭が低廉な家賃で住めるように家賃を設定し、分譲地についても安価に設定をいたしました。若者が定住する仕組みとして、若者世代が住宅を建てられるように、若者定住応援補助金制度を制定し、家の購入・改築などに200万円の補助金や利子補給を行うことにより、1人でも多くの若者世代がこの町

に暮らせるように支援してまいりました。

さらには、現在、問題が顕在化している空家対策を行うことが、防犯・防火対策はもとより、その活用により地域を活性化するものであり、早急に空家対策を行うことが若者の定住化対策につながるものと考え、平成 27 年度において町職員からなる定住サポーターを設置し、自治会と協働で空家の調査を実施しましたところ、444 軒の空家等が確認されました。

また、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型の補助金を活用し、空家調査・活用システムを構築をいたしました。平成 28 年 4 月からは、総合的に若者の定住化対策を実施するために、新たに若者定住化対策室を新設をいたしました。

次に、観光産業分野では、訪れる人々の多様化するニーズに対応するため、奥多摩観光の拠点施設である「鳩の巣荘」を建てかえ、平成 27 年 5 月に「おくたまの風 はとのす荘」としてグランドオープンし、奥多摩観光の起爆剤となり、多く訪れる観光客や外国人旅行者などの受け皿として出発しているところであります。

また、平成 19 年度から観光交流事業として、滞在型体験農園を核として、都市との交流を日帰り型からリピート、滞在型へと転換するグリーンツーリズム事業を展開し、雇用の創出や経済効果の出現、遊休農地の解消を図ってまいりました。環境と自然を生かした観光の推進事業として着手しました「森林セラピー事業」は、平成 20 年 4 月に東京都で初となる森林セラピー基地の認定を受け、平成 21 年 4 月に、町全体が森林セラピー基地としてオープンし、各種事業を推進した結果、森林の癒しを求めて多くの利用者が訪れているところでございます。

私は、3 期 12 年間にわたり、このような事業を実行し、その実績を議員皆様、住民皆様が評価していただき、今回の町長選挙は無投票になったものと思っております。

さらに、私が第 2 ステージとして位置づけております公約についても、住民皆様にご理解をいただいたものと思っております。

これからは、私が今回公約に掲げました第 5 期奥多摩町長期総合計画を全力で推進していく所存であります。この計画の将来像である「人 森林（もり） 清流 おくたま魅力発信！ 住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩」を実現するため、「奥多摩創造プロジェクト」を推進し、「住みたい」「住み続けたい」と住民皆様が思うことができ、奥多摩型住民総幸福度として、「心身ともに健康である」と思う住民の割合、「豊かな自然環境が守られている」と思う住民割合、「健やかに生まれている」と思う住民割合、「経済的に大きな不安がない」と思う住民割合、「地域社会やまちづくりに参加している」と思う住民割合を高めるための施策を重点的に実施してまいります。

特に、これからの新たなステージでは、高齢者の皆様が生涯を安心して暮らし、地域の元気を復活させることが必要であることから、若者の定住化対策として、毎年、若者用の町営住宅をおおむね 10 戸整備いたします。また、奥多摩町に永住を希望する方の受け皿として、現在ある 444 軒の空家について活用し、空家所有者の方々のご理解をいただき、

「いなか暮らし支援住宅」や、今定例会で審議いただきます「若者定住応援住宅」として活用を図るほか、分譲地として活用を図っていく考えでございます。

また、生活する上では欠かせない雇用の問題につきましては、相談者に対しては町に4つの特別養護老人ホームがあることから紹介をしていくほか、町内事業者やハローワークを通じた仕事の紹介を行ってまいります。

私は、若者の定住化対策は、「すまい」「しごと」「くらし、特に子育て環境」と一体的に行わなければ効果が薄いと考えておりますので、これらを一体的に、重点的に進めるほか、定住対策につきましては町有地を活用した企業誘致も今後推進する必要があると考えております。このことから、平成27年3月で閉校となりました「旧古里中学校校舎等」の活用について一定の方向をまとめましたので、今定例会中に議会全員協議会で議員皆様方にご説明を申し上げたいと思っております。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けては、外国人旅行者の増加が見込まれることから、インバウンド観光を充実するため、情報発信事業を充実するほか、外国人のおもてなしや観光客が必ず使用するトイレを日本一きれいにし、奥多摩町の観光イメージアップを図っていく所存であります。議員皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告でございますが、地域住民皆様の住みよい地域づくりと地域の「安全・安心」のため、日夜それぞれの地域でご尽力をいただいております21自治会の自治会長さんが、本年改選期を迎え、7名の新しい自治会長が選出されました。自治委員として過日委嘱をさせていただきました。

その自治会連合会としては、引き続き梅沢自治会長の濱野文夫氏が会長として選任されました。今後も自治会連合会と町は緊密な連携のもと、住みよいまちづくりを推進してまいります。

次に、今定例会に提案いたします議案などにつきまして申し上げます。

議案第50号 奥多摩町若者定住応援住宅活用条例につきましては、町に譲与等された建物や土地を若者定住応援住宅として有効活用を図るための規定を整備するものであります。

議案第51号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例につきましては、さらに対象者の拡充を図るため、規定を整備するものであります。

議案第52号 奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年4月1日の組織改正により、規定を整備するものであります。

議案第53号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきましては、町が新たに建設する住宅を町営住宅として活用するため、規定を整備するものであります。

議案第54号 訴えの提起については、99カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消登記について承諾を得られない登記義務者を相手方として、不動産登記法第63条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うものであります。

議案第 55 号 小丹波地内若者住宅建設工事請負契約について、議案第 56 号 名坂線林道開設工事請負契約についての 2 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

次に、議案第 57 号 副町長の選任の同意を求めることにつきましては、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 58 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることにつきましては、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 59 号は現在執行しております平成 28 年度奥多摩町一般会計の補正予算案であります。

以上、条例の制定及び一部改正 4 件、訴えの提起 1 件、契約案件 2 件、その他議会の議決を得る案件 2 件、一般会計の補正予算案 1 件、計 10 件の案件でございます。これら具体的な議案の内容につきましては、副町長をはじめ所管の課長からご説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても、町の事務事業を執行していくうえで必要不可欠でありますので、ご審議のうえご決定くださいますようお願いを申し上げます。

終わりに当たり、私は今回無投票で 4 選目を住民皆様から信任していただきました。奥多摩町長として中断なく 4 期目を務めるのは私が初めてであります。町の現況から行財政の継続性を重視し、私の公約や今まで行ってまいりました施策が認められたこと、また、私が打ち出しました今後の公約等が住民皆様に受け入れられた結果だと思ひ、大変感謝をしているところであります。

しかしながら、私は、この 4 期目について初めて町長に就任したときと同様、新たな気持ちで今までの施策に満足せず、新たなステージに移行するため、また、奥多摩町の発展のため町政運営に「不偏不党」の精神で「粉骨砕身」全力投球をしてまいる所存でございます。

住民皆様、議員皆様のご指導・ご協力をお願い申し上げます。平成 28 年第 2 回奥多摩町議会定例会のご挨拶と所信表明とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶及び所信表明は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 50 号 奥多摩町若者定住応援住宅活用条例について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

若者定住化対策室長。

〔若者定住化対策室長 山宮 忠仁君 登壇〕

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 議案第 50 号のページをお開きください。

議案第 50 号 奥多摩町若者定住応援住宅活用条例につきまして、提案のご説明をいたします。

理由につきましては、第5期奥多摩町長期総合計画の土地利用計画に定めてございます若者定住促進ゾーンにつきましては、町に譲与等された建物や土地を若者定住応援住宅として有効活用を図るため、規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

平成26年第4回奥多摩町議会定例会において議決をいただきました奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例は、中山間地定住促進ゾーン及び山間地定住促進ゾーンを対象としておりますが、このたびの若者定住応援住宅は、JR青梅線沿線5駅や町役場周辺を対象としており、より若者に向けた住宅活用を図るため規定を整備するものです。

次のページをごらんください。新規の条例でございますので、条文の内容をご説明させていただきます。

第1条では、目的を、町に譲与等された建物や土地を奥多摩町若者定住応援住宅として有効に活用し、地域コミュニティの活性化や地域の防犯・防災体制の強化を図り、活力あるまちづくりを推進するため規定を定めるものです。

第2条では、設置を、第5期奥多摩町長期総合計画で規定しております若者定住促進ゾーンに設置すると定めるものです。

第3条では、用語の意義を定め、第4条では入居者の公募について規定を定めるものです。

第5条では、申込者の資格を、第1号で、入居申請時に居住する世帯主が40歳以下の夫婦または50歳以下の者で、子ども（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯であること。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りではないこと。

第2項では、入居決定から一年以内に、みずからが居住する住宅として入居すること。

第3項では、入居後速やかに居住者全員が住民票を移動すること。

第4項では、自治会への加入及び活動をはじめ、地域活動への積極的な参加に関することを。

第5項では、住民票を移動してから15年以上定住することを。

第6項では、申込者又は同居しようとする者が住民税等を滞納していないこと。

第7項では、申込者又は現に同居し、もしくは同居しようとする者が暴力団員でないことの規定を定めるものです。

このページから次のページにかけて、第6条では、前条各号に規定する資格のある者の入居の申し込み及び決定を定めるものです。

第7条では、入居者の選考について、申請者の数が入居させるべき若者定住応援住宅の戸数を超えるときは、別に定める規定により入居者を決定することを定めるものです。

第8条では、入居等の手続について。第1項で、若者定住応援住宅の入居決定者は、決定のあった日から20日以内に契約書及び入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人の署名する保証書を提出すること並びに以下に示します各項の規

定を定めるものです。

第9条では、入居に係る費用の負担について、入居者の負担とすることを定め。

第10条では、住宅等の明け渡し請求の該当事項を定め。

第11条では、立入検査として管理上必要があると認めた場合は検査し、入居者に対する適切な指示と立入検査員の規定を定めるものです。

このページから次のページにかけまして、第12条では無償譲与として住民票を移動してから15年以上を経過した入居者に無償で譲与する規定を定めるものです。

第13条では、使用料を入居者は前条に定める期間に達するまでの間、使用する物件の使用料を別に定める規則により、毎年町に納めると定めるものです。

第14条では、定住祝い金を、入居者が第12条に定める期間に到達した場合、定住祝い金を別に定める規則により交付することができると定めるものです。

第15条では、管理等を、住宅や敷地を適正に管理し、騒音や悪臭の発生など、近隣への迷惑行為を行ってはならないことを定めるものです。

第16条では、規則への委任について定めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものですが、適用を平成28年6月1日からとするものです。

この遡及適用の理由につきましては、奥多摩町町政施行60周年記念事業として、昨年12月23日に開催されました、ふれあいサポートセンター事業第1回ふれあいの場事業に参加し、ご成婚された方の住まいとして若者定住応援住宅に入居していただくために遡及させていただくものです。

なお、先週、一部の新聞におきまして、ただいまご説明しましたふれあいの場事業に関する贈呈式などの記事が報道されました。この件に関しましては、ご成婚された方や関係者などのスケジュールから、贈呈式の日程が6月14日となり、取材依頼をするため、各報道機関宛てに6月7日付で贈呈式を行うことを周知しました。ただし、本議会での審議があるため、報道する時期や文面などにつきましては、審議後並びに慎重な報道をお願いしておりました。しかし実際には、審議前に報道される結果となってしまいました。本来であれば、ご審議等をいただいた後に報道されるべきところでございますが配慮が足らず、議員皆様をはじめ関係各位にご迷惑をおかけしましたことにつきましておわびを申し上げます。今後は、このようなことがないように、慎重に対応してまいりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第50号 奥多摩町若者定住応援住宅活用条例につきまして、説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第50号の質疑を行います。質疑はありますか。

9番原島幸次議員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。条例の1点だけ、ちょっと私、勉強

不足でまだ細かく見てないんですが。第5条の第7項にあります、暴力団員でないことと書いてある、不当な行為の防止等に関する法律の第2条第6項に規定する暴力団員でないこととなっているんですが、この中に反社会的勢力も入っているんでしょうか。暴力団にしちゃっているのは、反社の方もいると思いますので、反社会的勢力はうたってあるのか、ちょっとお聞きできればと思います。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 9番原島幸次議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本件については、契約行為一般的に使用という形で入れさせていただいている文言と同一の文言でございまして、ここで規定しております暴力団員というのは指定の暴力団員というふうにご理解をいただきたいと存じます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

5番小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 日経新聞にこの条例が、今日、今審議されているものが載っちゃったというのは、やはり議会軽視につながるような気がします。ぜひ、このようなことがないようにお願いしたいと思います。

最初に質問ですけど、3条の（2）現状で引き渡しというのがリフォーム前に渡すということですよ。自分でリフォームしろということですよ。ちょっとまとめて。まだ、ありますんで。

それから、7条の入居者の応募者が大勢いたときの決め方はどうするんでしょうか。

それから、13条の使用料はどういうふうに決めるのかということと。

それから、14条の定住祝い金は、当然、15年後に出るということですよ。そこら辺の確認と。

住宅の管理に伴う経費の負担は契約書に定めるというのは、その経費はどの程度のことを言っているのかということです。

それから、当然、リフォームを恐らく自分でやるんだろうと思うんですけど、若者定住応援補助金というものが対象になるかどうかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 5番、小峰議員の質問にお答えいたします。

まず、第3条の関係でございまして。リフォームのお話が出ております。こちらにつきましては、現状の建物をそのまま引き渡しということ想定しております。リフォームにつきましては入居者のほうでしていただくということを前提に考えております。

それから、第7条、入居者の選考についてでございます。申請者の数が入居させるべき若者定住応援住宅の戸数を超えるときは、別に定める規定にということが条例に書かれてございますけれども、こちらの考え方につきましては、いなか暮らし支援住宅のときと同

様の形の選考基準を考えております。これにつきましては家族構成、両親の年齢であるとか、それからお子さんの数、また、そのお子さんの年齢等を考慮しながらポイント制にしまして選考を進めていきたいというふうに考えております。

次でございます、13条、使用料の関係でございます。こちらにつきましては、15年達するまでの間、使用料を毎年町へ納めるものということであつたてでございます。こちらにつきましては、いなか暮らし支援住宅では固定資産税相当額を使用料というふうにさせていただいておりますが、若者定住応援住宅では利便性の高いエリアの住宅であることなどから算定方式を見直しまして、土地及び建物の固定資産評価額の2分の1を使用料とする規定を規則において定めております。月額使用料は今回の住宅の場合を考えますと1万1,000円という形になりまして、年間で13万2,000円、15年では198万円という計算になります。ただし、若者定住応援補助金が最大200万円使えますことや、定住祝い金が最大で50万円交付されること及び最終的には無償譲与となることから、総体的には妥当な使用料であると考えております。

次の質問でございます、第14条、定住祝い金でございます。こちらにおきましても規則に定めておりますが、納付された使用料の総額に相当する額もしくは50万円のどちらか低いほうということございまして、15年を経過した後に交付するという考えでございます。

それから、管理等に関してということでございます。こちらにつきましては、契約書を提出していただくということが条文にも載っておりますけれども、こちらの中でも近隣への迷惑を防止する観点から、生活環境面を含めて管理等をしていただくということでございます。住宅のその管理に伴う経費ということでございますけれども、土地等の契約書につきましても、具体的に金額ということは書いてございません。維持管理等に係る全ての経費を入居者が負担していただくという内容になってございます。

それから、最後でございますけれども、リフォームの部分につきましては、基本的には先ほど申し上げましたとおり現状の手渡しということになりますので、入居者側が行っていただく。ただし、若者定住応援補助金は活用の対象になるということをご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 今、ただいま小峰議員さんからございました、この議会の議決前の内容がマスコミあるいは関係機関、住民に漏れてしまうということは、おっしゃるとおり議会への軽視に当たるということになります。このため、今後につきましては、こういった件につきましては、細心の注意を払ってみんなで注意をしながらこれらの対応をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

8番、高橋邦男議員。

○8番（高橋 邦男君） この6月1日から適用ということで、まだそんなに進んでない

と思うんですけども。現在、対象となる物件、どの程度あるのか。

それから、町民の皆さんとかへの周知というか、案内というか、その辺はまだやっていないような気がするんですけど、その辺についてもちょっとお話ししていただければありがたいです。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 8番高橋議員の質問にお答えいたします。

今後の対象物件につきましてというご質問であろうかと思えますけれども。現在、交渉中などのため、公表できる物件は現時点ではございません。交渉や諸手続が整い次第、お知らせをしてみたいと考えております。

また、同様に住民等への周知につきましても、この後という形になりますけれども、ただいまの物件交渉中のもの等がまとまり次第ということで、他の若者住宅の建設もございまして、あわせて効果的に周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。11番、師岡伸公議員。

○11番（師岡 伸公君） 11番、師岡です。今までのご説明と、それから第12条、第14条を見ると、奥多摩に住みたいという方がいれば、非常に魅力的な条例であるかなというふうに理解します。

それと、第5条の（5）に住民票を移動してから15年定住するという条件がございましてけれども、条件を満たすと自動的に12条が適用されるという理解でいいのかということと。

それともう一つ、逆に、15年たらずに家を離れてしまった場合のペナルティーとか、そこから新しい入居者を募集するのか、そのあたりをちょっとお聞かせいただければありがたい。よろしくをお願いします。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 11番、師岡議員の質問にお答えいたします。

第12条、無償譲与の関係でございます。基本的には15年以上経過した入居者に無償で譲与するということは書かれておりますが。この15年に達しない場合ということでございますけれども、こちらにつきましては、いなか暮らし支援住宅と同様の考え方でございましてけれども、その場合は、先ほど、この後にもあります第14条、定住祝い金等はないということになります。また、今まで、そうしますと達しない期間であっても納めていただいた使用料もそのまま町のほうに納めていただくことのままになるということになります。

また、その後、住宅については、また再活用という方向になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 今の関連の質問なんですけど。若者住宅で、たしか4万円か5万円払うんですよね。そうしたら、悪い言い方をすると、14年までこっちに住んだら得だという話にならない。入居の条件があるんで、そう簡単にいかないのかもしれないですけ

ど。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 5番、小峰議員の質問にお答えいたします。

若者住宅の関係につきましては、今、小丹波の若者住宅等もございまして、そちらのほうは現状の家賃が3万円ということで、これ月額ということになっております。今回の若者定住応援住宅につきましては、今回のケースの想定では月額1万1,000円という話で、確かにその金額を見ますと、若者定住応援住宅のほうが得ではないかということが見てとれる場合もあるかと思えます。ただし、若者定住応援住宅につきましては、現状手渡しということもございまして、物件によってはかなり直していただいてからでないとう入居がちょっと難しいようなこともございますので、若者定住応援補助金を使いながらではございますけれども、あくまでもそれは補助率が2分の1でございまして、同額をご自分で支出していただかなければいけないとか、それから手間の問題とかもありますので、その辺につきましてはその入居者のお考え1つで選んでいただけるような物件を、これからも定住対策室が中心となりまして探していきたいと思えますので、今後、そのバリエーションを増やしていくという中で選択肢を増やしていただきまして、入居者の方々に入っていただきたいというふうに考えております。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第50号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第50号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第50号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第50号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第51号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

若者定住化対策室長。

〔若者定住化対策室長 山宮 忠仁君 登壇〕

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 議案第51号のページをお開きください。

議案第51号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明をいたします。

理由につきましては、奥多摩町若者定住応援条例の対象者の拡充を図るため、規定を整

備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表 1 ページをごらんください。新旧対照表の右側が旧の条文、左側が新の条文となり、改正部分となる下線部分に沿ってご説明いたします。

初めに、第 2 条第 1 号中の若者等の定義について。1 行目の下線部分「又は」を「若しくは」に改め、3 行目の下線部分「、若しくは 35 歳以下の単身者をいう」を「、又は 35 歳以下の者をいう」に改めるものでございます。

次に、第 4 条第 1 項中の条例の適用となる対象者について、6 行目の下線部分、「ただし、町長が特に必要と認めた者はこの条例の適用を受けることができる」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 51 号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例につきまして、説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 51 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、小峰陽一議員。

○5 番（小峰 陽一君） 単身者という文字を外したというのは何か意味があるのですか。

それともう 1 点、4 条の補助金を受けるのは 1 回とするとして、ただし、町長が必要と認めた者はこの条例の適用することができるということは、2 回、3 回もらえるということでもいい。ちょっとすみません、よくわからないのでそこら辺。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（山宮 忠仁君） 5 番、小峰議員の質問にお答えいたします。

まず、最初の質問でございます単身者の部分を者に改めたという理由でございます。これは第 2 条の定義という部分で若者等の定義について示したものでございますけれども。ここの理由につきましては、35 歳以下の者とするにより、今後、若者住宅の形態によっては 1 つの住居に複数人が共有することも可能になり、例としまして仕事場の同僚同士で居住することも対応ができるよう拡充の改正を図るものでございます。

それから、第 4 条の部分で、これは対象という部分になります。町長が特に認めた者ということになりますけれども、これも条例の適用を受けることができるということでございますけれども。こちらにつきましては、先ほど、議案第 50 号の説明でも触れさせていただきましたが、ふれあいサポートセンター事業第 1 回ふれあいの場事業に参加し、ご成婚された方の年齢が、ご夫婦ではあるんですがお子さんがいないということで、現在、46 歳になっておりますので、対象は 45 歳以下と定めておりますが、この補助金の活用ができるようにただし書きを加えて対象とするものでございまして。補助金が 2 回、3 回受けられるということをやっているものではございません。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 51 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 51 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより、日程第 7 議案第 51 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 51 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 25 分から再開とします。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 8 議案第 52 号 奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 52 号 奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、若者定住化対策室が新設されたことにより、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の 2 ページをごらんください。

第 2 条では、常任委員会の名称、所管事項等を規定しておりますが、第 1 号の総務文教常任委員会に、その所管として、この 4 月から設置いたしました「若者定住化対策室」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上で、議案第 52 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 52 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 52 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 52 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 52 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 52 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 53 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 53 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び内容についてご説明をいたします。

提案の理由でございますが、町が建設した住宅を町営住宅として活用したいため、規定を整備する必要があるためでございます。

また、今年度に建設する木造 3 棟 4 戸の若者住宅小丹波第 1 及び 1 棟 3 戸の若者住宅棚沢坂下は若者向け住宅として貸し出しするため、月額 of 住宅使用料の設定につきましては、町が管理している家賃等の状況及び近隣の住宅等を勘案し、少子化若者定住化対策プロジェクトチームの設置要綱第 6 条に係る職員を招集して使用料の金額を設定したものでございます。これにあわせ、町が管理する若者住宅を増設したことで、統一性を図るため入居期間を延長する場合の住宅使用料の月額を改めるものでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明を申し上げます。新旧対照表の 3 ページをごらんください。

奥多摩町営住宅使用条例、平成 7 年条例第 17 号の一部を次のように改正するものでございます。下線部分について説明させていただきます。

第 2 条、表の若者住宅（小丹波第 1）の戸数の欄「8」を「12」に改め、次の欄に若者住宅（棚沢坂下）、奥多摩町棚沢 741 番地 2、戸数を「3」とし、第 2 条の表に 1 項加えるものでございます。

次に、第 6 条第 7 号中の、「若しくは 50 歳以下の者で子どもがいる世帯であること」の次に、「なお、若者住宅（棚沢坂下）については 35 歳以下の者を含める」を加えるもので

ございます。

次に、4ページをごらんください。第30条第3項中、「若者住宅（海沢）、若者住宅（川井）、若者住宅（小丹波第1）」を「若者住宅」に改めるものでございます。

次に、別表第1中、「若者住宅（小丹波第1）」の次に「若者住宅（棚沢坂下）」を加えるものでございます。

次に、別表第2栃久保第1住宅の項使用料の月額欄中「47,000円」を「48,000円」に改めるものでございます。

次に、別表第2若者住宅（海沢）の項使用料、月額欄中、「47,000円」を「40,000円」に改めるものでございます。

次に、4ページから5ページにかけてお願いいたします。別表第2、若者住宅（小丹波第1）の項使用料、月額欄中「30,000円」の次に、「ただし、1戸建住宅については33,000円とし、条例第6条の2の規定により入居期間を延長する場合には集合住宅60,000円、1戸住宅66,000円」を加えるもので、次の欄に「若者住宅（棚沢坂下）」として「27,000円」の次に、「ただし、条例第6条の2の規定により入居期間を延長する場合は54,000円」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日については、交付の日から施行するものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第53号の質疑を行います。質疑はありますか。

5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） まず、6条の50歳以下の夫婦で子ども（中学生以下の者。以下この条において同じ。）がいる世帯、若しくは50歳以下の者で子どもがいる世帯というのは、片親でもいいという意味なんですかね。

それともう1点、すみません。使用料ですけど、上がったとこと下がったとこと、大幅に下がったところありますけど、そこら辺の決定の、なぜそうなったかというところは、簡単で結構ですけどわかればありがたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 5番、小峰陽一議員のご質問にお答えします。

先ほどの6条につきましては、50歳以下の母子でも構わないという解釈でよろしいかと思っております。

それと、金額の設定について上がったところ、下がったところがございますが、これについては、若者住宅が増設されたことによりまして、今まで定額ではございませんでしたので、一律としまして、定額としまして、その使用料の倍額として定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 53 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 53 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 53 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 53 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 54 号 訴えの提起について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 54 号 訴えの提起についての提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、訴えを提起することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、訴えの要旨は 99 カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消登記につきまして、承諾を得られない登記義務者を相手方として、不動産登記法第 63 条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うために訴えを提起するものでございます。

2、訴える相手方は 99 カ年地上権抹消登記義務者（別紙に掲げる者）でございます。

3、管轄裁判所は東京地方裁判所立川支部でございます。

本議案につきましては、別紙にございます 9 名を相手方とし、訴訟により抹消登記を行うため訴えを提起するものでございます。

この抹消登記の訴訟の委託先は、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会とし、進めてまいります。

なお、本件は、訴訟という形はとりますが、既に権利は存続期間満了により消滅をしていることから、相手方の出廷がなくとも裁判所の認容の判決に基づき、事務的に抹消登記が行われるものでございます。

本事案につきましては、既に平成 26 年第 4 回奥多摩町議会定例会ないし平成 28 年第 1 回定例会まで延べ 6 回にわたり、1,094 名を相手方とし、訴えの提起をご決定をいただいているところでございますが、これに今回の 9 名を加えますと、延べ 1,103 名となります。現在、訴状は順次相続登記が終わったものから裁判所へ提出してございますが、被告が 1,100 名以上に及ぶこと、また 1 つの筆に複数の地上権が存在していることから、5 名の

裁判官で手分けをして、それぞれ別々の法廷におきまして、並行して審議を重ねていただいているところでございます。現在までに開廷された訴訟の件数が121件、延べ760名を対象に訴えを起こしており、このうち既に91件、721名分の判決をいただいております。

この地上権抹消登記につきましては、権利の設定ごとに相続権者全員のご承諾あるいは判決を得なくてはできないことから、今後につきましても住所不明者の方あるいは相続権の不明の方の調査を継続して行いまして、訴訟による抹消登記を粘り強く継続して行い、1日も早く全ての抹消登記が完了するように努めてまいります。

たび重なる上程となりますが、ご審議をいただきましてご決定いただきますようお願い申し上げます。議案第54号の提案のご説明とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第54号の質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、石田芳英議員。

○6番（石田 芳英君） 6番石田でございます。ただいまの地上権抹消の訴えの提起に関しまして、過去6回ほど提起されて、かなり整理が進んでいるというお話でしたけども。それでまだ多少残っているということで。今後の見通しですか、あとどのくらいかかって解決されるかの見通しと、あと、抹消登記完了後の広大な山林になるかと思うんですけども、有効活用の幅が広がってくると思うんですが、その活用に関して何かお考えがあるかお伺いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 6番石田芳英議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の今後の作業の見通し含めてということでございますが、既に1,100名を超えているという中で、残りが現段階でおおよそ50名というふうに踏んでおります。ただ、日にちがたてばたつほど現在ご存命の方も、これから亡くなられることもございます。そんなこともございますので、なるべく早く実施をしたいというふうに考えております。ただ、どうしても住所のわからない方がいらっしゃいますので、その場合は裁判所のご判断をいただいて、公示送達という形をとらせていただきまして、告示で処理をするという形になろうかというふうに考えております。

また、2点目の今後の利活用ということでございますが、既に本件については54件全てについて町に返していただくか、あるいは今後も継続してご使用をいただくということで契約をしてございます。ですから、今回は、あくまでも登記簿の地上権の権利を抹消する作業というふうにご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第54号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 54 号について、討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 54 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 54 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 55 号 小丹波地内若者住宅建設工事請負契約について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 若菜 伸一君 登壇]

○企画財政課長(若菜 伸一君) 議案第 55 号 小丹波地内若者住宅建設工事請負契約につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円を超えますので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、小丹波地内若者住宅建設工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。これは指名競争入札により 3 回の入札を行いました。が、予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定によりまして、最低入札者と協議を行い、随意契約としたものでございます。

契約の金額は、7,523 万 7,120 円でございます。

契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社代表取締役佐久間一三氏でございます。

また、契約書の次に入札調書を添付してございますので、ご参照をいただきたいと思います。

なお、本請負契約につきましては、現在、仮契約を結んでおります。本日、ご決定をいただきますと、明日 6 月 15 日が本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(須崎 眞君) 地域整備課長。

○地域整備課長(須崎 政博君) それでは、議案第 55 号の工事概要につきまして、ご説明させていただきます。

入札調書の次のページをお開きください。工事概要となります。

工事件名は、小丹波地内若者住宅建設工事でございます。

工事場所は、奥多摩町小丹波 620 番地 9 他。旧昭和石材株式会社社宅跡でございます。

工期につきましては、平成 29 年 1 月 31 日でございます。

工事概要につきましては、木造 3 棟 4 戸、合計延床面積が 304.60 平米、約 92 坪でございます。各棟の内訳としましては、D 棟 1 戸、延床面積 76 平米。E 棟 2 戸、延床面積 152.6 平米。F 棟 1 戸、延床面積 76 平米でございます。部屋のタイプは、昨年建設した、同様のメゾネットタイプの 2LDK 1 戸、坪数は 1 階、2 階あわせまして 23 坪でございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。丸で示してあるのが今年度の施工箇所となります。

次のページをお願いいたします。配置図でございます。赤線が建設工事の 3 棟を示しております。

次のページをお願いいたします。1 階、2 階の建物の平面図及び立面図でございます。

次のページをお願いいたします。この完成予想図については、当初計画で作成したものでございます。完成予想図の赤線の楕円形で示してあります部分の上段手前が戸建ての D 棟で、その横が集合住宅の E 棟で、最下段が戸建ての F 棟となります。

以上で、議案第 55 号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 55 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、小峰陽一議員。

○5 番（小峰 陽一君） 小峰です。契約金額は随契で大分下がったんで、これはいいのかなというふうに思うんですけど。入札の結果を見ますと辞退の方が多いというのは、何か理由があったんですかね。

それともう 1 つは、地元の大工さんでは対応できなかったんでしょうかね。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 5 番、小峰議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1 点目の辞退が 2 社あったということでございますが、これはですね、入札調書についている辞退というのは、3 回目の結果を示してございます。ですから、失礼いたしました。当初、12 社を指名をいたしまして、うち 10 社が入札に参加をしております。それで、1 回目の辞退が 9 社、2 回目の辞退が 10 社という形で、その 3 回目の結果がここに掲載をされているというふうにご理解を頂戴したいと存じます。

また、2 つ目のご質問でございますけれども、建築業者じゃなかったのかと、できなかったというご質問でございますが。今回、第 1 期工事 RC でございますが、これは土木工事といいますか、大手のゼネコン系でやらせていただきました。2 回目の起工につきましても、木工事ではございますけれども、そういった形でゼネコンの設計をもって指名をしたということで、その結果、ゼネコン系の業者が落とされたということで、木工事でありませうけど、規模が集合住宅が延べ 3 棟ということで一遍に建てるということでございました。

ので、今回についてはゼネコン系を指名したということをご理解を頂戴したいと思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

5 番、小峰陽一議員。

○5 番（小峰 陽一君） できれば、地元の大工さんも仕事がないようなんで、ぜひ、そういう形でさせていただけると皆さん助かるんじゃないかと思うんで、ちょっと頭に入れておいてほしいと思います。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 今の小峰議員さんからの、なるべく木工事につきましては大工さんの起用ということで。これは私も指名委員会のほうの委員長をしております、その都度、そこら辺のいわゆる鉄筋コンの建物と木造の建物のすみ分けをしながら、なるべく大工さんにも多くの仕事が行くように配慮しております。しかしながら、今回は上部が鉄筋コンクリート、強度を持たなければいけないということで鉄筋コンクリート第1期工事で若者住宅をつくりましたので、その流れと、また色のバランスとかさまざまな部分もありますので、引き続きのこれらの大工さんでない業者でやるということになりました。

現状では、学校の木質化等につきましては、夏休みの期間に限定されますけれども、これは地域の大工さんをお願いしております。また、役場の長畑に建設をしております職員用の災対住宅、これにつきましては、やはり2階建てのメゾネット風ですけれども、今年2棟やって全部で5棟になりますけれども、これも大工さんをお願いして今建設を進めておりますので、今後もそのあたりの配慮は十分に言いながら進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第55号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第55号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第55号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第55号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第56号 名坂線林道開設工事請負契約について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 56 号 名坂線林道開設工事請負契約についての提案のご説明を申し上げます。

提案の理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円を超えますので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、名坂線林道開設工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、7,992 万円でございます。

契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社代表取締役佐久間一三氏でございます。

また、議案書の次に入札調書を添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

なお、本請負契約につきましては、去る 5 月 23 日に入札を執行いたしまして、現在、仮契約を結んでおります。本日、議決をいただきますと、明日 6 月 15 日が本契約となります。

工事の概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 56 号の工事概要につきまして、ご説明させていただきます。

入札調書の次のページをお開きください。工事概要となります。

工事件名につきましては、名坂線林道開設工事でございます。

工事の場所につきましては、奥多摩町大丹波 839 番先でございます。

工期は、平成 29 年 3 月 13 日でございます。

工事概要でございますが、今年度の工事延長は 288.8 メートル。標準幅員が 3.7 メートルとなります。各工種につきましては、以下のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。丸で示してあるのが今年度の施工箇所となります。

次のページをお願いいたします。平面図でございます。工事延長は先ほど申しましたけど、288.8 メートルとなり、次ページにかけて各工種を明記しております。

次のページをお願いいたします。縦断面図でございます。最大勾配が 12% の勾配となっております。

次のページをお願いいたします。標準横断面図でございます。工事の標準的な横断面図となります。

以上で、議案第 56 号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜ります

ようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 56 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 56 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 56 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議案第 56 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 56 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 57 号 副町長の選任の同意を求めることについて、を議題とします。

ここで、審査の対象となる副町長加藤一美君には、審査が終了するまで退席を求めます。

（副町長 加藤 一美君 退席）

○議長（須崎 眞君） これより提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 57 号 副町長の選任の同意を求めることについて、提案のご説明を申し上げます。

下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第 162 条の規定によりまして、議会のご同意を求めるものでございます。

住所でございますが、奥多摩町小丹波 315 番地口。氏名、加藤一美。生年月日、昭和 32 年 11 月 11 日生まれでございます。

理由でございますけれども、副町長加藤一美氏が平成 28 年 6 月 30 日をもって任期が満了となりますので、その後任といたしまして加藤一美氏を副町長として選任いたしたく、ご同意を求めるものでございます。

加藤一美氏の学歴・経歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございますが、加藤一美氏は平成 24 年 7 月 1 日から副町長を務められており、経験、識見とも適任でございますので、引き続き副町長として選任したく、議会のご同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案のご説明といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 57 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 57 号の質疑を終結します。
次に、ただいま上程の議案第 57 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。
なお、採決は無記名投票により行います。
議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

- 議長(須崎 眞君) ただいまの出席議員は 11 名であります。
次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に 8 番、高橋邦男議員、9 番、原島幸次議員を指名します。
投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

- 議長(須崎 眞君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(須崎 眞君) 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

- 議長(須崎 眞君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

日程第 13 議案第 57 号 加藤一美君を副町長に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番木村圭議員から順次投票願います。

(投票)

- 議長(須崎 眞君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(須崎 眞君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。高橋邦男議員、原島幸次議員に立ち合いをお願いします。

(開票)

- 議長(須崎 眞君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票中賛成票が 11 票。以上のとおり賛成が多数であります。よって、加藤一美君を副町長に選任することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（須崎 眞君） ここで、退席している加藤一美君に着席を求めます。

（副町長 加藤 一美君 着席）

○議長（須崎 眞君） 次に、日程第 14 議案第 58 号 奥多摩町固定資産評価委員会委員の選任の同意を求めることについて、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 58 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定によりまして、議会のご同意を求めるものでございます。

住所でございますが、奥多摩町小丹波 471 番地の 3。氏名、山宮敏夫。生年月日、昭和 25 年 2 月 10 日生まれでございます。

理由でございますけれども、固定資産評価審査委員会委員清水村司氏が、平成 28 年 6 月 19 日をもって任期が満了となりますので、その後任といたしまして、山宮敏夫氏を固定資産評価審査委員会委員として選任しようとするものでございます。

山宮敏夫氏の学歴・職歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございますが、長年にわたり古里農業協同組合、奥多摩農業協同組合、霞農業協同組合及び西東京農業協同組合に勤務され、資産等について精通されており、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

なお、清水村司氏につきましては、平成 16 年 6 月 20 日から 4 期 12 年間委員としてご尽力をいただきましたが、ご本人からの申し出により退任となります。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案のご説明といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 58 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 58 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 58 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（須崎 眞君） ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。

会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人、10 番村木征一議員、11 番師岡伸公議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（須崎 眞君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須崎 眞君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（須崎 眞君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

日程第 14 議案第 58 号 山宮敏夫君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番木村圭議員から順次投票願います。

(投票)

○議長（須崎 眞君） 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須崎 眞君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。村木征一議員、師岡伸公議員に立ち合いをお願いします。

(開票)

○議長（須崎 眞君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票中賛成票 11 票。以上のとおり、賛成が多数であります。よって山宮敏夫君を奥多摩町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（須崎 眞君） 次に、日程第 15 陳情書の受付について、を議題とします。

陳情文書表を事務局長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、本日お配りした資料の中の請願書・陳情書の受付についての表を朗読させていただきます。

議請願第 2 号 平成 28 年 6 月 14 日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長須崎眞。

請願書・陳情書の受付について

議会に提出された陳情 1 件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第2回定例会。

請願陳情文書表。

番号、陳情第2号、受付年月日、平成28年5月9日、件名、住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書。陳情人の氏名、千代田区飯田橋2-1-4九段セントラルビル203 スモークフリーキャラバン in TOKYO 代表中久木一乗。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 以上で朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第2号については、会議規則第37条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

今会期中に審査を終了するようお願いします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議2日目は明日6月15日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後0時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員